

2015年11月17日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

UN3166/3171（自動車・内燃機関等）お引受基準変更の件

平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

国際海上危険物規程(IMDG Code)第37回改正に伴い、UN3166/3171(自動車・内燃機関等)の貨物に関する特別要件(「SP961」及び「SP-962」)が一部変更となります。この改正を踏まえ、弊社におきましては、対象貨物の輸送引受基準を以下の通り変更致しますのでご連絡申し上げます。

お客様におかれましては、上記事情をご賢察の上、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

－ 記 －

1. 対象貨物： IMO Class9 UN3166/3171(自動車・装置・内燃機関等)
2. 適用日： 即日
※国際海上危険物規程 第37回改正施行日：2015年1月1日
3. お引き受け基準：
 - 1) SP-961 該当貨物： 非危険品として取扱い
 - ・ [Booking ブランクフォーム](#) Remark 欄に、“compliance with SP-961”の記載をお願い致します。
 - ・ 中古二輪車、中古オートパーツ、中古エンジンにつきましては、SP-961の要件に加え、[当社 Oil Free Certification](#)の要件準拠、Cert ご提出をお願い致します。
 - 2) SP-962 該当貨物： 危険品として取扱い

本件に関するお問い合わせは、

マーケティンググループ アジア・印パ中近東トレード担当 (TEL：03-3587-7070)
北米・中米・カリブトレード担当 (TEL：03-3587-7071)
欧州・大洋州・南米・アフリカトレード担当
(TEL：03-3587-7133)

または、各営業担当までお願い致します。

以上